

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区八丁堀3丁目28-12

氏名 寺田工業株式会社

代表取締役 寺田 明子

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年3月27日

目黒区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 吉住 健一



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 汚でい
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
株式会社京葉興業
- 4 作業場所 目黒区の区域内
- 5 許可期間 令和6年4月1日 から
令和8年3月31日 まで
- 6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に目黒区長に対し審査請求を、6か月以内に目黒区を被告(訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。)として取消しの訴えの提起をすることができます。